

議案第 55 号

田川市印鑑条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が令和元年 11 月 5 日に施行されることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市印鑑条例の一部を改正する条例

田川市印鑑条例（昭和52年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の」を「本市が備える」に、「記載されている」を「記録されている」に改める。

第4条第1項中「印鑑登録申請」を「登録申請」に、「当該申請者」を「登録申請者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「いずれかの」の次に「書類の」を加え、「かえる」を「代える」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民票に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）

又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの

第5条第1項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、「あらわして」を「表して」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 毀損し、又は摩滅しているもの

第5条第1項第6号中「ふち」を「縁」に、「ない」を「無い」に改め、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え、「備考」を「備考欄」に、「あらわされている」を「表されている」に改める。

第6条中「当該申請者」を「登録申請者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第7号中「あらわされている」を「表されている」に改める。

第7条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第8条第1項中「き損したとき」を「毀損したとき」に、「引替え」を「引換え」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「引替え」を「引換え」に改

める。

第9条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条中「当該印鑑」を「印鑑」に、「、及び」を「又は」に改める。

第12条第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加え、同条第5号中「住民基本台帳法」を「法」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条第2項中「出力させて」を「出力して」に改める。

第15条第2号中「き損し」を「毀損し、」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。